

遺伝子組換え表示制度に関する検討会
第4回議事録

消費者庁食品表示企画課

第4回遺伝子組換え表示制度に関する検討会 議事次第

日 時：平成29年8月2日（水）15:00～17:34
場 所：TKP赤坂駅カンファレンスセンター
ホール14A

1. 開 会
2. 事業者等からのヒアリング
3. その他
4. 閉 会

○湯川座長 定刻となりましたので、第4回「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」を開催いたします。

出席状況ですが、本日は委員全員が出席の予定でございます。今村委員につきましては、この会議の前に別の会議があるということで、間もなくお見えになると思います。

それでは、事務局から、本日お配りしております資料の確認をお願いします。

○蓮見課長補佐 では、事務局より、配布資料の確認をさせていただきます。お手元の配布資料の一覧とあわせて御確認をお願いいたします。

まず、議事次第。

それから、座席表。

資料1から5が本日、ヒアリングに来てくださっている皆様から御提出いただいた説明資料となっております。なお、資料2につきましては、机上のみの配布となっております。発表は資料をスクリーンに映しながらしただけということですので、そちらをごらんいただければと思います。

以上が本日の資料でございます。お手元の資料に過不足や落丁等ございましたら事務局にお申しつけください。

○湯川座長 資料のほうはよろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日も前回に引き続きまして、事業者・事業者団体からヒアリングを行います。本日は、大豆及びともうころしの穀物流通に携わる団体、製造事業者それぞれ2社、小売事業者1社の方々に来ていただいておりますので、紹介させていただきます。

油糧輸出入協議会から、専務理事の井上達夫様、三井物産株式会社食料本部油脂・主食事業部米麦・油糧種子室長原尚敬様。

飼料輸出入協議会から、専務理事三笥敏和様。豊田通商株式会社穀物第一部輸入原料グループ主任満山一輝様。

三好食品工業株式会社代表取締役三好兼治様。

ハウス食品株式会社品質保証部部長佐合徹也様。

株式会社ライフコーポレーション品質保証部部長櫛友彦様。

皆様、本日はどうぞよろしく申し上げます。

ヒアリングの進め方ですが、前回同様、まず事業者あるいは事業者団体様から、現在の事業活動の状況、遺伝子組換え表示制度の在り方を検討する上で、念頭に置いておかなければならない点を中心に15分程度お話をいただいた後、その事業者あるいは事業者団体様と委員の皆様との意見交換の時間を10分程度とりたいと思っております。この25分のセットを5組の事業者あるいは事業者団体ごとに行うという形で進めたいと思っております。

以上が本日の流れです。

それでは、早速、井上様、原様、お願いいたします。

○原氏 では、私、原から説明させていただきたいと思っております。

まず、今日お配りしている資料の文章をいろいろと書いているものがありますが、これができる限り簡潔にポイントに絞って説明させて頂きながら進めさせて頂きたいと思えます。

まず、委員の方は多分何度もお聞きになられている部分もあると思えますが、実際、日本の我々の原料輸入の現状並びに、基本的な情報を共有させていただいた上で、表示の考察に関する説明をさせて頂きたいと思えます。

お配りしている資料の1番目として、日本の大豆・菜種の供給状況の現状ということで、日本の輸入数量を記載しております。文章の資料は、3年の平均数値ということで、このスクリーンに表示している数字と若干異なりますが、スクリーンのほうは2015年単年ということで表示しています。

(PP)

前のスクリーンをごらん頂きますと、日本の現在の油の主要原料と言われている大豆・菜種の輸入数量です。

左上が大豆になりますが、これを御覧頂きますと、全体の輸入数量は320万tですが、その大半はアメリカから輸入しています。ここに書いておりますように、アメリカからの輸入数量は230万t、全体のシェアは72%。次がブラジル、これが約50万t、シェアにして15.6%。その残りがカナダ或いはその他の国ということで、圧倒的にアメリカが多いと言えるかと思えます。

一方で、今回話題になっている遺伝子組換え、GMOの作付面積がこれらの国でどれぐらいかと申し上げますと、2015年で見ますと、アメリカに関しては全体の94%がGMO、ブラジルに関しては全体の94.2%がGMOということになります。

次に、菜種ですけれども、菜種はほとんどがカナダです。日本の輸入数量が2015年で244万t、変動しても220万tから240万tぐらいの間を輸入しています。このうちカナダのシェアが87.6%ということで、圧倒的に大きいです。次に豪州が12.4%。GMOの作付面積ですが、カナダは全体の93%がGMOになります。豪州に関しては、もともとNon-GMOが殆どだったのですが、GMOの需要もかなり出てきて、最近、この数字が伸びてきていまして、2015年で見ると22%はGMOになります。

(PP)

それから、ちょっと余談ですけれども、世界の大豆の生産状況自体を見るとどうなっているかと言いますと、左が生産量になりまして、右が輸出量です。生産量を御覧頂きますと、ちょっと見づらいかもしれないですが、この円のグラフです。アメリカとブラジルとアルゼンチンの生産量の占める割合が大きいというのが御理解頂けると思えます。

一方で、輸出量はどうかと申しますと、アルゼンチンがいきなり減ってきます。これは何かというと、国策で、アルゼンチン国内の搾油業者を保護する政策が取られていまして、丸大豆の輸出が結構限られているのです。したがって、搾って、それを大豆油あるいは大豆ミールにて国内で消費するか、あるいは海外に輸出するという事で、丸大豆で言えば輸

出マーケットに占める割合は、アメリカとブラジルが圧倒的に大きいです。したがって、先ほど皆さんがごらんになった日本の輸入数量も、アメリカ、ブラジルが多いというのは御理解頂けるかと思います。

(PP)

次に菜種ですが、同じメッシュで見たいのですのでけれども、生産数量で言いますと、EUとカナダと中国が大きいです。ところが、輸出数量を御覧頂きますと、カナダと豪州が圧倒的に大きいです。これはまた同じロジックですけれども、基本的に中国あるいはEUに関しては自国消費の部分が大半になりますので、輸出に回る供給という観点で言うと、圧倒的にカナダ、豪州が大きくなります。従いまして、先ほどの表の日本の大豆・菜種の輸入数量は、現状の産地の輸出余力・供給余力を見たときに、大豆に関してはアメリカ、ブラジル、菜種に関してはカナダに日本は依存している構造になります。

(PP)

次に、日本は実際にどういう用途で、GMOあるいはGMOではない非遺伝子組換えのものを使っているのかという現状の確認です。これはお配りした詳細が記載されている資料の3つ目のポチを御覧頂きたいのですが、3年の平均値になるのですが、ざっくり申し上げまして、まず食品用の大豆、豆腐とか納豆とか味噌に使われている原料が大体69万t、多くて80万tから85万tぐらいまで。これは、ほぼ全量、非遺伝子組換えの分別管理品となります。同時に、国産大豆が作られていますけれども、これは15万tから20万ぐらい、3年平均で見ると18万tという事で、これは全量、非遺伝子組換えになります。主な用途は、豆腐・納豆・味噌という事で、輸入の食品用大豆と同様になります。

一方で、製油用大豆と呼ばれているもの、つまりサラダ油の原料ですけれども、この大豆は217万t、これはほぼ全量がGMO不分別の大豆を輸入して、これを搾って、そこから油が約43万t作られまして、その残りが我々が大豆ミールあるいは大豆粕と呼んでいますけれども、主として飼料用に使われています。

菜種ですが、輸入数量は244万t。これも大豆と同様に、ほぼ全量がGMO不分別品になります。実際には、ここから油を搾って、約105万tの油が生産され、その残りがミールとして同様に飼料とか肥料用に使われているというのが実態でございます。

次に、Non-GMO大豆という非遺伝子組換えのもの、不分別品、いわゆるGMOの大豆の価格差の情報を共有させて頂きたいのですが、これは前回の7月19日に行われたヒアリングで、日清オイリオさんが多分御説明されたと思うのですが、そのときはトン当たり約5万円、非遺伝子組換えのほうが高いという御説明をされたと思います。これは、あくまでも食品用大豆に限った値差ということでありまして、冒頭で御説明したように、製油用の原料が対象になってくると、この数量については圧倒的に大きくなるのです。

申し上げたとおり、食品用途で言うと、大豆は輸入だけで69万tであるのに対して、搾油は217万t、菜種に関しては244万t。かなり大きな数量になりますので、仮にこれを全て非遺伝子組換えに変えたとすると、極論かもしれませんが、原料代がかなり大き

くなってしまう可能性があります。単純に掛け算で計算すると約2,350億円になるのですが、これは極論かもしれないので、御参考までにと、記載した次第でございます。

一方で、これだけの数量を非遺伝子組換えに変えると、当然原料を確保しないといけないという事で、産地で価格の高騰が起こって、コスト増加の金額は、先ほど申し上げたよりも更に大きくなるということが懸念されます。ただし、ポイントは、金額が増加するから悪いという単純なことでは多分なくて、消費者の方もそうだと思いますけれども、国としても必要があってお金を余分に払うのか、お金を払わないほうがいいのかという点が多分非常に重要なポイントになってくると思うので、そこに焦点を絞りながら次の説明に移らせていただきたいと思います。

資料の3)を御覧下さい。今回の表示改正案の検討対象となる商品と、その悪影響や波及についてということで、既存の表示対象である豆腐・納豆・味噌・大豆蛋白などは、遺伝子を含む分子が入っていましたので、これは表示対象として適正であると我々の団体は考えています。

一方で、今回、いろいろと検討されると思うのですが、植物油に関しましては、前回のヒアリングでも話に有ったと思うのですが、製造の過程で遺伝子が除去されるという前提で考えると、たとえ分析しても結果はゼロになるという状況でございまして、組換えられた遺伝子が入っていないにもかかわらず、植物油を対象にしてしまうと、実際に油の中に遺伝子組換えされた分子が残存しているかのような不必要な誤解や混乱を消費者の方に引き起こす可能性があると思いますし、ここは極めて慎重に検討する必要があるかなと考えています。

植物油には遺伝子が入っていないため、遺伝子の混入率を科学的に分析することは基本的に出来ません。意図せざる混入や意図的な欺瞞を発見できず、表示に違反があった場合でも、事実確認とか違反を罰則で制御することが基本的・物理的に出来ないことがあります。また科学的な分析結果が見えないと、表示内容に対して不安とか不信感を煽ってしまう可能性を懸念している次第でございます。

少し飛びまして、例えば植物油を表示対象にする場合は、油を多く含んでいるマヨネーズ、揚げ物、ドレッシング、冷凍食品、マーガリン、ショートニング、並びに大豆レシチン、この辺の広範囲な食品が恐らく表示の対象になると思われます。

一例として、油揚げの豆腐はNon-GMOで、それを揚げた油がGMO大豆であるという表示をするときに、本当に消費者の方に混乱を生じさせなくて、正しく御理解頂いた上での表示にできるかどうか、というのが非常に重要なポイントかなと考えています。

次に、前回の遺伝子組換え表示ルール導入後に発生した変化と問題点ということで記載していますが、以前、2000年初頭に遺伝子組換えの表示ルールが導入された時は、食品用の大豆はほぼ全て非遺伝子組換え原料になりました。仮に今、御説明しているように、植物油に表示ルールが導入された場合、日本では不分別品を回避するという消費者行動が起こる可能性がありますので、もともと遺伝子が含まれていない食品にもかかわらず、不

要に次のような問題が発生する恐れがあると考えております。

1つ目ですが、既存の非遺伝子組換えの食品用大豆の買い付けによって、既に産地の供給力はタイトになっていますので、産地のプレミアム価格、要は付加価値をどれだけ払えるかですけれども、これは上昇している傾向にあります。加えて、食品用大豆に比べて先ほど申し上げた7倍から8倍ぐらいの数量が必要になってくる搾油用・製油用大豆あるいは菜種を、非遺伝子組換え原料に切り替えた場合には、安定供給が困難になる事が想定され、価格も更に上昇します。

(PP)

一例で、ちょっと前の資料を御覧頂きたいのですが、極論ですけれども、菜種を全量Non-GMOに切り替える事が出来るかという事を考えてみます。先ほど申し上げたように、大半はカナダから輸入していますので、カナダの菜種の生産量約2,000万tに対して現在の、Non-GMOの作付面積は5%から7%ぐらいですから、Non-GMOの菜種というのは、カナダ全土で100万tから140万t程度の生産量で推移しています。

一方で、日本の菜種の搾油量というのは約240万t前後で、うち約9割をカナダから輸入しているという現状でございますので、これを単純に全部非遺伝子組換えに変えて輸入するという事は、当然、供給不足になるでしょうし、価格面でも相当高騰することが容易に想像できると考えております。

次に、5)ですが、今度は供給国側の表示ルールで、これはあくまで御参考ですが、今、アメリカあるいはカナダでどうなっているかということに記載しています。まず、菜種の主要供給国であるカナダでは、先日の議会で遺伝子組換え食品の表示ルールの導入は否決されています。アメリカも同様に表示ルールを検討中ですが、遺伝子を含まない油の場合は、分析や確認が出来ないので、植物油は表示の対象外になる可能性が高いと言われております。いずれも、分析して判らないものに対して表示のルールを導入するのはかなり厳しいという事から、アメリカなどの国はそういう方針を出しています。

一方で、州とか小売業で違う意見もあるのですが、国全体で言えばそういう流れがございます。この点も御参考までに共有させていただきます。

次に、6)ですが、欧州と日本の異なる農業事情や固有の政治的背景に関して説明させていただきます。

欧州も遺伝子組換え大豆を米国・ブラジルから大量に輸入しています。しかし、そこから取れる大豆油は食用ではなく、基本的にはバイオディーゼル、エネルギー用として使いまして、食用の使用というのは欧州域内で収穫される非遺伝子組換え原料で基本的には充足できるという構造になっております。

(PP)

これも資料で御説明したいのですが、まずEUの菜種の需給はどうなっているのかを簡単に纏めているのですが、EUの菜種の生産量は約2,200万tでございます。これは、ほぼ全量、Non-GMOです。EUの菜種の輸入量に関しては、300万tぐらいです。大半がNon-GMOです。恐

らく50%から60%ぐらいがNon-GMO。これは何に使われているかといいますと、ほぼ全量搾油されていまして、菜種ミールは飼料用に使われて、菜種油は3割が食用、7割がバイオディーゼル用になります。

ごめんなさい、今、申し上げた①、②は、輸入の300万tの内訳になります。いずれにしても、EU域内で流通している菜種はほぼ全量Non-GMOで、輸入に頼らずとも域内で食用に関しては自給自足できる体制が整っています。

(PP)

大豆に関しては、菜種に比べると生産量がかなり少ないです。EUの油の消費は、ヒマワリ油とか菜種油が非常に多いので、大豆油の消費は少ないのです。大豆の生産量は約200万tで、これは全量Non-GMOです。

それから、大豆の輸入量ですが、これはかなり多くて1,300万t。これは、90%がGMOで、10%のみNon-GMOになります。この輸入している1,300万tの大豆をどう使っているかといいますと、ほぼ全量搾油されていまして、大豆ミールに関しては餌用、いわゆる飼料用に使われて、大豆油に関しては主にバイオディーゼル、エネルギー用、あるいはアフリカなどに輸出しています。

したがって、明確な事は、日本について言えば輸入にかなり依存して、そのベースになっている供給国がGMOを主に生産している国であること。EUに関しては、もともと域内でNon-GMO中心に生産されていて、これを基本的に食用に使っている事。バイオディーゼルにNON-GMOを一部使っていますが、バッファ的に使われているものが結構ありますので、基本的には食用が足りなくならないように補充できる体制があり、ミールの方はGMOを飼料用にうまく使いながら需給バランスを満たしているということが言えると思います。何を申し上げたいかといいますと、EUと日本では、実際の使われている使われ方であるとか、需給の構造そのものが異なるので、ルールもそれに合わせて慎重に検討する必要があるのかなと考えております。

最後になりますが、7) 意図せざる混入率5%のルールについて、少し話をさせて頂きたいと思います。

(PP)

これも手前で映している、我々商社が原料を輸入する時にどういう経路をたどっているか、非常にラフなイメージをお持ち頂きたいのですが、まず農家から買って、サイロ瓶という垂直型のサイロに入れて、そこにトラックが来て、それを運んでいくわけです。港のサイロ保管のところまで持ってきて船積みをして、船で日本に持ってきて、日本の搾油工場さん、メーカーさんに行って製造される。一言で言うと、かなり行程が長いのです。

我々は、前回、非遺伝子組換えのルールが導入された時に、その試験方法もいろいろなことをトライして、意図せざる混入率を下げるために、試験を農家から買いつける段階で1回ではなくて3回試験するとか、そのうち1回でも黒になったらねる。その後、各積み替えの行程毎に、トラックに積む時、トラックから港に持って来る時、港から船に積む

時、船から日本のメーカーさんに入れる時など、試験の頻度をどんどん増やしたり、精度を高めるような事をやった結果として、今、現実的には、大豆の混入率は目標水準1%以内に大半はおさまっていると思います。

ただ、予期せぬ混入があったときに、例えば1.2%とか1.1%という数値が出ている事も事実です。これを更に厳密にやればやるほど、同じようにNon-GMOを買う他国があったとすると、当然競争が厳しくなっていて、我々が10回テストしようと言っているのに対して、競争相手は1回とか2回でいいという話になってくると、価格競争力とか供給を安定的に確保できるかどうかという事に影響してくるわけです。従いまして、現実的な路線としては、現状の5%を維持して頂いたほうが、我々、国としても安定的に原料を買い付け出来るという観点において、非常に重要な事ではないかなと思ひまして、意見を述べさせて頂きました。

済みません、駆け足になってしまったのですけれども、時間も15分ということで、以上が簡単な説明になります。

○湯川座長 ありがとうございます。

それでは、今、お話いただいた内容につきまして、委員の皆様から御質問等ございますでしょうか。どなたからでもお願いします。

では、立川委員。

○立川委員 御説明ありがとうございます。

2つほど質問させていただきたいのですが、1点目は、御説明ではなかったところですが、資料の後ろから2ページ目の6)の一番最後のところについてです。欧州も自国内で供給を充足できない大豆粕については、表示対象から外していると記載がありますが、私の理解では、大豆ミールも表示の対象であったのではないかと思います。それが1点目です。

2点目は、今回、コストの面でいろいろ詳しく御説明いただいたのですが、例えば大豆油でも菜種油でもいいのですが、スーパーに並んでいる商品の末端価格に占める大豆の原料価格の割合あるいは菜種の原料価格の割合はどのぐらいになるのか教えてください。

○井上氏 私の方から御説明させていただきます。

原稿に書きましたヨーロッパの粕の件ですが、少々私の書き方を間違えているようで申し訳ありません。原さんから今説明して頂きましたように、大豆粕はヨーロッパでは、ミール用途として全部飼料用に使われています。醸造用とか食用には殆ど使われていません。ミールに遺伝子組換えの表示をしたとしても、結局は動物に食べさせて、最終的に肉になる段階でヨーロッパは肉の表示義務は無いと思いますので、実質的には大豆粕の遺伝子組換えの情報は表に全く出ないまま、粕は表示が行われた事に関係なく最終製品にたどり着いている事を表現したかった次第です。ということで、大豆を輸入して、それがGMOであっても、搾油の業界は全く表示ルールの影響に関係なく、表示しても、表示しなければいけないのですが、消費者には届かないままになっているわけです。

ヨーロッパは、油は自国で供給でき、しかも100%全てNon-GMOで対応出来ます一方では、動物の飼料用ミールは全く足りませんので、輸入大豆のGMO由来のミールが必要な状況です。こちらのほうは肉への表示をしないようにする事で、ミール由来の表示が消費者に届かなくても大丈夫にした形で、消費者の肉の購入忌避が起こらない様にしています。油については輸入の遺伝子組換え品を表示によって区別させる事によって、ヨーロッパ域内の自国産のNon-GMOを使って貰うという政治的な動きをしてきたところがあります。これは、Non-GMOが始まった90年代に、ヨーロッパ菜種とアメリカ大豆で油糧の貿易戦争がありまして、揉めに揉めた結果、ヨーロッパは譲歩をしましたが、その後2000年になってから、こういう政治的な方法でヨーロッパは反撃をしたという背景が有ります。もし御興味がお座いましたら、詳しくは私に聞いてください。

2つ目の最終製品の価格の件は非常に難しい問題です。例えば原料は100、それにNon-GMOのプレミアムを100としましょう。この100の追加になった部分を油の製品に転嫁するには、実を言いますと大豆油は5分の1しか大豆の中に入っていないので、プレミアムは500を油に転嫁しなければいけません。大豆粕のほうが4/5で油が1/5なので、大豆全体の100のプレミアムの分は1/5のほうに転嫁しなければいけない訳です。従い、油の単位キロ当たりに対する大豆のプレミアム分の転嫁をした後の価格は、全部で600になってしまいます。同じように、菜種は40%が油の含有量ですので、2.5倍分が転嫁されます。つまり、油の単位キロ当たりの価格は3.5倍になるという計算になります。

粕のほうも表示対象になり、プレミアムが大豆粕・菜種粕にも転嫁されれば、1のプレミアムは粕にも油にも1の転嫁ということで済みます。あと、我々輸入商社が答えられない点は、それに製造コスト、流通コストが加わっていると思いますが、この部分は、我々の業界は答えられません。2割か3割近い安いコストの原料ではないと思いますが、ごめんなさい、答えは留保させてください。ただ、用途別に違うのは、表示対象になった食品大豆の場合にうまく行ったのは、豆腐などは原料コストの比率が低いからです。油の製造では、持ってきた原料をそのまま加工して製品にしていますので、原料が最終価格に反映する割合が高い商品です。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

今村委員。

○今村委員 今村です。わかりやすい説明、ありがとうございます。

2つ教えてもらいたいのですが、大豆の混入率が事実上、1%以下ということで、実際、1%を超える率はどれくらいあるのかということと。

大豆が米国、ブラジル、カナダからある程度入っていると思いますが、国によって混入率の差があるものなのか、同じようなレベルなのかということをお教えいただけますか。

○原氏 まず、1%以上の割合ですけれども、なかなか微妙な情報でもあり、実は他社の情報は我々、商社としては知らないところがあります。自分の会社の話で申し上げますと、

我々は、年間に10万t強ぐらいNon-GMO大豆を輸入しています。それで、最近3年ぐらいで見ますと、1%を超える例は1件も出ていません。検査をすると、0.3%とか0.2%とか、本当にラフな数字を申し上げるとそのぐらいの数字です。では、これが例えば10年前近辺でどうだったかという、感覚的に10回ぐらい船積みをやると1回ぐらい1%を超えていることがありました。

この調査にも膨大な時間をかけて、どこで入っているのかというのをやっていると、実はサイロのクリーニングが十分ではなかったとか、そういうことはわかるのですけれども、これ以外にも農家とかサイロを保管する方に対する啓蒙活動が相当必要だったりという場合もあります。先ほど申し上げた試験の頻度を増やすことによって、その混入を減らした結果として、今は数値がかなり改善しているという認識を私はしています。

次の御質問で、国によってその状況が違うかという話ですが、多少は違います。例えば、アメリカで言うと、そもそも遺伝子組換えを導入した歴史が非常に長いこともありまして、流通の制度自体がかなり成熟してきているというか、安定してきているので、申し上げたように、当然その取り組む業者によると思いますけれども、レンジの振れ幅が狭い。混入率は0.3から0.5の間で安定していると言えらると思いますけれども、例えばブラジルとか、最近GMOの割合がふえている豪州でやると、数値はそんな高くないのですけれども、振れ幅というか混入率の割合が若干大きいのかなという感覚は持っています。

これは、成熟度合いとか輸出側の誰と組むとか、その辺の話もありますから、厳しくすればするほど改善していくことではあると思いますけれども、現状としてはそういう違いがあるのかなと、うちの会社に限定して申し上げればそういう感覚を持っています。

○井上氏 申しわけないのですが、海外の事情を御説明する機会がなかなか無いと思いますので追加します。

今は食品大豆の方では遺伝子組換え大豆の混入率1%未満を達成してきていますが、その過程で、過去17年間で、皆さん、かなりのコンテナ化を進めて来ました。1つのコンテナは18t単位で持って来ています。但し、この物流コストは物すごく高いです。アメリカの真ん中から何千kmもトラックで引いて、コンテナ船に乗せて日本に持って来ます。だからこそ混入率が非常に下がっているのです。同じように、搾油用大豆をコンテナ化した時には多分混入率を下げる事が出来ると思います。ただし、この場合は価格が大きな問題になります。大豆油はキロ150円ぐらいの市場価格で業界紙等を見て頂ければわかります。150円ということは、大凡10150円なので日本のペットボトルのお水と同じような値段でアメリカから大豆を持って来て工場で搾油し、皆さんに供給している状況です。これが大量物流のなせる技でして、5万t、3万t単位で持って来ています。これを18tの物流単位にした場合に、大変に物流コストが上がってしまうと思います。加えて、このときには、コンテナが日本とアメリカの間で極めてタイトになり、コンテナのフレートそのものも高くなります。搾油用大豆のコストが上がると同時に、コンテナ費用も上がるということは、既存の食品大豆の70万tのコンテナのフレート費用も一緒に上がってしまう事になります。

食品大豆も搾油大豆も、フレートがどうなるのかは、我々も読み切れない状況です。これが1%以下の混入率を達成できる為の悪影響になると思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

神林委員、お願いします。

○神林委員 御説明ありがとうございました。

教えていただきたいことが2点ございます。

1点目は、遺伝子組換えの制度を入れたときにメーカー数社は廃業に追い込まれ、コスト上昇分が消費者に価格転嫁されてきましたという説明があるのですが、これを示すようなデータがもしあれば教えていただきたい。

2点目は、先ほど御説明が若干ありましたが、5)のところ、カナダで表示ルール導入が否決された理由を、もう一度教えてください。

○井上氏 何がどれだけ影響があって、中小の豆腐屋さんが廃業になってしまったのか、これは判らないのですが、どんどん集約化が進んで大手になって来ているのは事実です。多分Non-GMOになったときにコストが高くなって、ついていけなくなってやめられた方もおられる。これは世の中の流れも有るのだと思いますけれども、コストの上昇で流れが多分加速されてしまったのではないかと思います。

仮説の為の資料が無いのですが、現在は、5万円ほどNon-GMOの大豆が高いという事は、70万tの食品用大豆で考えると、350億円になります。豆腐業界さん全体の会社の経常利益で350億円は吸収できないと思いますので、豆腐屋さんが苦しくなった事は間違いありません。この費用増加分はどこに行っているかというのと、商社も吸収できないので流通さんか消費者のほうに転嫁されていると思います。逆に言うと、Non-GMOの大豆ではなくて、極論ですが普通の大豆から豆腐を作っていただくと、GMOになってしまいますけれども、350億円、業界全体でコストが下がります。製品価格が下がる余地が出来るのではないかと思います。

1個当たりになると少ないかもしれませんが、業界全体、食品全体で考えると、結構大きな金額になるのかなと思います。単純計算で5万円掛ける70万tの輸入の場合です。これはC&F、水際までの計算ですが、搾油用の原料で考えた場合には数量的にこの五、六倍の金額の影響が出るであろう、というのが今の状況です。

○湯川座長 カナダにおける表示ルール導入の否決の理由につきましてもお願いします。

○井上氏 きのう、カナダ大使館と打ち合わせをしまして、技術担当の参事官と話をすることができました。私も疑問に思いましたので、同じ質問をしたのです。明確に言っていました。科学的に証明できないことは、カナダとしては取り上げない。つまり、油が流通していて、分析しても出ないので、意図せざる混入とか、あるいは誰かが悪意で安い油を入れて、Non-GMOで売ったら市場価格が高くなりますから、高く売れます。そういうことをした人がいた場合に分析してもわからないので、結局、幾ら表示しようとしても、誰が悪

いことをしたのか、意図せざる混入があったのか、意図した混入があったのか、発見できない。

だから、表示することによって、逆に言うと、消費者に対して、これは意図した混入があるのではないか、意図せざる混入があるのかと質問が出たときに答えられない。表示の内容そのものに不信感を持ってしまう。なぜならば、科学的に検証できないから。こういうものは、法律として表示するのはおかしいというのを、特に科学担当の方ですから明確に言っていました。

○湯川座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。松岡委員、お願いします。

○松岡委員 5)の供給国側の表示ルールについてというところで、表示ルールというよりも、そのページの最後のほうに、ルールがないので分別管理は行われていませんとなっていて、日本の分別方式を使いながら大量に必要になると書かれているのですが、これは日本へ輸出するものは分別管理が行われていることになるのでしょうかということと。

その前段にあります、先ほどもおっしゃいました、科学的に証明されないからカナダでは否決されたというお話でしたが、そこに遺伝子を含まないために分析・確認ができない米国の場合が出ています。関連して、私が聞き漏らしたのかもしれませんけれども、3)の植物油の商品製造の工程で、遺伝子が除去されるとなっているのですが、これは遺伝子が除去されるということではないと思います。分析ができないということなのではないかと思いますが、その辺、教えていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○井上氏 2つ目の質問からしたいと思います。オイリオさんが前回説明されたと思いますけれども、大豆・菜種から油を取り出して、油そのものは脂肪酸でできていますので、これは油をピュアに取り出す限りは、その中に蛋白や、アミノ酸が入っていないという事です。つまり、通常は蛋白に結びついている遺伝子も油の中に入っていない。遺伝子組換えの技術は、蛋白に付く遺伝子を変える事によって行われています。遺伝子組換えの技術は、現在の輸入原料の油の分子に対しては一切何もしていないのです。油の分子だけを原料から取り出している限りは、油の中には遺伝子組換えをした分子が入っていないのです。それは、皆さん意外と認識されていないのです。

問題は、工業的に100%、蛋白の部分と油の部分に分けているのか。分けていなかったら油に組換え遺伝子も入ってしまうのではないかという疑問があります。これはこの前の分析の結果で判ったように、油の中に蛋白ないし遺伝子が見つからなかったのです。つまり、きれいにピュアに油と蛋白が分けられています。そういう工業的な技術まで日本はできていることが証明されました。入っていない状況ですので、幾ら分析して探そうとしても見つからないのです。これが2つ目のお答えになるかなと思うのですが、よろしいでしょうか。

最初の御質問ですが、アメリカもカナダも分別物流というルールも法令もありません。従い、罰則規定もないので、法律で縛ることはできないのです。それに対して日本が2000

年からIP物流というのを導入したので、我々商社が中心になって交渉ベースで、契約の形で何とかやってきたのが実情です。そうすると、交渉でやって貰っているだけです、5%で守ってもらうのが最初の目的でした。その後は、先ほど御説明したように、1%ぐらいまではできるようになってきました。しかし、あくまでも交渉事なので、アメリカ側を法律で縛るわけにはいきませんので、サプライヤーがもし横を向いてしまったら、おまえ、悪いことをやっているだろう、法律違反だろう、とは言えない状況なのです。

ですから、残念ながら何とか1%で買えるように、日本の方式で説得しながら買っているのが現状です。ご質問への答えは、日本の商社はアメリカではIPをやっています。それはあくまでも契約でやっているだけであって、アメリカ側は法律で縛られていません。そこを無理やり日本の法律で、1%を超えてはいけないという基準をを当てはめようとする、アメリカ側と大きなコンフリクトや矛盾が起こるという状況です。

○松岡委員 ありがとうございます。

○湯川座長 ありがとうございます。

時間も押しているのですけれども、ほか、いかがでしょうか。

それでは、武石委員、それから今村委員の順でお願いします。

○武石委員 油の関係では、最近、大豆という形ではなくて、搾油した油が国際的に流通し出しているという話も聞いておるのですが、実際、日本の場合、大豆で入れて絞ると、オイルで輸入して精製して油にしていくのと、どれぐらいのシェアになっているのかというのを御存じでしょうか。

○原氏 今、精製と原油でキロ当たり13円あるいは11円ということで、精製油と原油の油の輸入に日本は関税をかけています。実際にどれぐらい輸入しているかという話になりますと、ちょっと正確な数字は頭に入っていないけれども、先ほどの原料ベースで申し上げますと、例えば菜種というのは240万t、大豆の原料ベースで言うと220万トン。これに対して、油の輸入という観点で言うと、多分10万t内外の数量しか今は輸入していません。

ただ、ちょっとこれで変化が起こってきているのは、日欧EPAが前回締結されて、これで10年から8年ぐらい時間をかけて、段階的に輸入の関税を撤廃するというので、段階的に減っている。今、3年目ぐらいだと思いますけれども、減ってきているのですね。したがって、今のキロ当たり10円以上かかっている関税というものが減ってきているので、価格競争力自体は多少上がってきているのです。それに伴って、相場動向次第ですけれども、多少ふえるというか、ふえる可能性がこれから出てくるかもしれません。

同時に、先日、日欧EPAの話も出ましたし、アメリカがTPPに入らないとはいえ、これから二者間協議に持ち込まれたときに、油を自国で搾油して油で日本に売りたいという話が多分出てくるでしょうから、各国、そういう状況になると、関税が下がることによって油で日本に入る可能性、数量がふえる可能性というのは、将来にわたってはふえてくるのかなと思います。

そう考えると、繰り返しですけれども、その油が遺伝子組換えなのか、あるいは非遺伝

子組換えを使っているのか、いずれも日本に入ってきてても検証のすべがないというのは、さっき井上専務理事もおっしゃっていましたが、その辺も重要なポイントになるのかなと思います。

○井上氏 この件で我々が心配しているのは、輸入者としてPL責任があります。ところが、分析や確認も出来ないのに表示しろ、ということになると、これは意図せざる混入があったものか、ないのかわからないまま持ってきて、国内で表示の対象になるという状況になりますので、一体どういう対応をしていいのか、非常に困惑している状況です。

○湯川座長 よろしいでしょうか。

次、今村委員、お願いします。

○今村委員 先ほど松岡委員に対して井上さんが回答された内容で、おっしゃろうとしていることそのものは、私はそのとおりだと思いますが、正確さにちょっと欠けるなど思ったので指摘させてもらいたいと思いますけれども、蛋白を除去している話とDNAを検知できないという話はまた別です。DNAは蛋白じゃありませんので、そこを御留意いただく必要があるかなと。

それと、もう一つ、GMそのものは油に影響を与えないという発言があったのですが、GMは代謝経路を変えることができますから、油の油糧成分を変えることができる。例えば、高オレイン酸大豆とか大豆の中の油成分を変えることができるので、その表現に気をつけてもらう必要がある。

○井上氏 今は、細かいところまで説明できなかったのですが、確かに油そのものの分子構造を変える遺伝子組換え技術がありまして、ハイオレイン大豆がその一つになっています。この大豆は日本では、既に義務表示の対象になっています。この分については、我々は輸入代行の様な立場なのですが、日本のメーカーさんも義務表示の対象になっている高オレイン酸、ハイオレインの大豆については買付／輸入する意図はありません。紙の文章の方には、これは今までも輸入していない事を書き込み、原稿に入れておきました。米国には油の分子を遺伝子組換えした大豆が存在する事はおっしゃるとおりです。これが輸入される場合には、法律に従って表示が行われます。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほかの方々のお話もお伺いしないといけないので、皆さん、この辺でよろしいでしょうか。

それでは、井上様、原様、どうもありがとうございました。

○井上氏 海外事情については、知らない事が沢山あると思いますので、お電話をいただけたら、また追加で説明を致します。

○湯川座長 どうもありがとうございます。

続きまして、飼料輸出入協議会三笠様、豊田通商株式会社満山様、御説明をお願いいたします。

○三笠氏 先ほど、大豆の説明の中で、物流という面においてはトウモロコシとかなり重

なる部分がありましたので、我々はその部分は時間が押していますので省略したいと思います。飼料輸出入協議会は、飼料用トウモロコシ及び大豆粕といった飼料原料を輸入する商社の団体でありまして、飼料用トウモロコシのみならず、食品工業用のトウモロコシも同じく輸入しております。表示制度の検討において対象となる食品工業用トウモロコシを輸入する商社としまして、我が国のトウモロコシの輸入実態、さらには意図せざる混入率5%のルールについて、当会の見解を述べさせていただきます。

我が国は、長年、米国からトウモロコシを輸入してきていますが、その最大の理由は、米国が最大の生産国であり最も輸出余力を有しているため、価格競争力があり、安定的にある一定以上の品質のものを輸出できるという理由からです。従って、我々のお客様、1次加工メーカーさんであり、2次加工メーカーさんですが、その長年使いなれた米国産のトウモロコシを使用されていて、安心してその加工処理に当たられていると理解しております。

その米国では、GMOの栽培比率はもう92%に達していますが、種子段階での純度、それからスタックの問題、さらには検査方法、それをすばやく検査するという方法、更には、トウモロコシは風媒花という性質を持っておりますし、大豆のところでは物流の説明がありましたけれども、トウモロコシも同じように農家の段階から本船に積み込まれるまで、幾層にもわたった流通過程を経て輸出されるという状況。また、運賃負担力の高いパナマックスによる本船でのバルク輸送という、様々な理由から、生産流通実態や経済性の観点からして、我々輸入商社はIPハンドリングを確実に運用・管理することによって、意図せざる混入が5%の範囲内に抑えられているということが言えると思います。

具体的には、今年度の主原料委員長会社である豊田通商の満山氏から説明させていただきますと思います。

○満山氏 豊田通商の満山です。

原料の輸入商社の団体という立場から、対象品目の拡大であったり、表示対象原材料の拡大についてのコメントはちょっと難しいため、本日は意図せざる混入率の引き下げというところに特化して意見を述べさせていただきますと思います。

(PP)

まず初めに、これまでの検討会でも何度か触れてきているところかと思いますが、トウモロコシの世界全体の需給を、生産国・消費国、そして輸出国・輸入国別に見てみたいと思います。

まず、生産国ですが、アメリカ、中国、ブラジル、EU、アルゼンチンの順となっており、この上位5カ国で約70%、7割以上を占めております。また、そのうちの3カ国がGMOトウモロコシを栽培しております。

(PP)

次に、消費国ですが、アメリカ、中国、EU、ブラジル、メキシコと、先ほどの生産の上位国が消費国でもおおむね上位に来ていることがわかるかと思いますが。

(PP)

次に、輸出国ですが、アメリカ、ブラジル、アルゼンチンと、上位の3カ国で7割以上を占めており、その上位3カ国はGMO栽培比率が高い国となっております。

(PP)

最後に、輸入国ですが、メキシコ、日本、EU、韓国と続いていまして、日本は世界有数のトウモロコシ輸入国であると言えます。ちなみに、昨年度まではメキシコと順番が入れかわり、日本が世界最大の輸入国でした。

(PP)

次のスライドから、輸入国の輸入実態について、日本、韓国、EUの例をもう少し詳しく見ていきたいと思えます。

メキシコにつきましては、自国でもトウモロコシを2,500万t生産しておりますが、足りない分を近隣の米国、ブラジルから、主に飼料用として輸入しております。メキシコについては、割愛させていただきます。

(PP)

まず、日本の輸入数量ですが、多少増減はあるものの、年間約1,500万tをコンスタントに輸入しており、その大半が米国、ブラジルからの輸入となっております。2013年とその前後の年に、その他の国からの輸入量がふえているのを見てわかるかと思いますが、この年は米国で大干ばつが起きた年として、その生産量をかなり落としました。それゆえに、米国以外の産地から緊急的に輸入を行った影響で、このような数字となっております。

(PP)

この1,500万tのうち約300万tが食品用のトウモロコシ。スターチ用であったり、グリッツ用のトウモロコシです。そのうちNon-GMOのトウモロコシは約100万t程度であり、その大部分を米国産が占めております。米国からNon-GMOトウモロコシを輸入する際は、各物流段階において発行されるIPハンドリング証明書が必要となっております。

(PP)

IPハンドリングにつきまして、簡単に次のスライドで説明させていただきます。

先ほど油糧協さんの写真で説明があったものと同じですけれども、まず作付け時に農家がどのような種子を作付したのか、収穫時にはほかの貨物と混ざらないように収穫したこと、地方の集積所(=カントリーエレベーター)までの輸送時にほかの貨物と混ざらないように輸送したことを、カントリーエレベーターが発行します証明書によって証明されます。

続いて、川岸の集積所(=リバーエレベーター)ではしけに詰めかえますが、ここでもほかの貨物と混ざらないように積みかえたことをリバーエレベーターが発行します証明書によって証明されます。

その後、はしけがミシシッピ川を下って、ガルフ湾の湾岸の集積所(=エクスポートエレベーター)で積み替えられますが、これまでと同様にほかの貨物と混ざらないように積みかえたということをエクスポートエレベーターが発行します証明書によって証明されます。

各集積所の証明書だけでなく、先ほどの大豆の例と同じように、各積みかえのポイントで、GMO混入率の簡易検査を行っており、万が一、その段階で高い混入率が発見された場合は、そこで除去するというオペレーションをとっております。

(PP)

続いて、韓国の輸入実態について説明いたします。

韓国は、年間約1,000万tのトウモロコシを輸入しており、そのうち約200万tが食品用、そのうちNon-GMOトウモロコシは約100万tと推定されまして、それらのトウモロコシは主にロシア、ハンガリー、セルビア、フランスといったGMOトウモロコシを商業生産していない国からの輸入が大部分を占めております。

日本も同様にこれらの国から輸入できないかという疑問があるかと思いますが、これらの国は、供給量・輸出力が限られておりまして、生産量もかなりばらつきがあります。とれない年は、輸出の規制や禁止したりすることもありまして、安定的に日本の100万tのNon-GMOトウモロコシの需要を供給できるとは言い切れないかと思えます。

(PP)

続いて、EUの輸入実態について説明いたします。

EUのトウモロコシ需要は年間約7,400万tで、そのうち1,000万tが食品用需要です。EUで約6,000万tのトウモロコシを生産しており、その大半はNon-GMOです。食品用需要の大半は、EUにおいて生産されたトウモロコシを使用しておりますので、生産・消費されるトウモロコシの大半がEU域内で生産されたNon-GMOトウモロコシであるため、日本と比較してGMO表示規制を容易に設定し得ると思われれます。

(PP)

次に、意図せざる混入率を引き下げた場合の課題を3つのケースに分けて説明したいと思います。

1つ目は、現状の米国からのバルク輸送におけるIPハンドリング過程上で意図せざる混入率を引き下げた場合です。先ほどIPハンドリングのページで説明申し上げましたように、各チェックポイントで高い混入率が発見された場合、そのロットを除去するというオペレーションをとっておりますが、その除去率が高まります。そうすることで、用意していたトウモロコシが除去されるために、用意していた本船に積み込むことができなくなり、安定供給できなくなることが予想されます。代替えのトウモロコシは容易に手配できない為、時間を要します。その間、持ってきた本船を滞船させておくとも多額の滞船料が発生することが予想されます。

2つ目に、米国から産地でコンテナ詰めしてコンテナで輸入する場合です。産地でコンテナに詰め、以降積み替えを行わないことで日本までの輸送の過程で意図せざる混入率をバルク輸送より下げることが可能かと推測されます。しかし、先ほど油糧協さんからありました、大量の搾油大豆をコンテナで輸入する場合、どういう影響がでるかという御説明と同様に、バルク船とコンテナ船の海上運賃差によりコストが大幅に上がってしまったり、

日本での受入体制が、現状ではバルク本船が想定されているため、コンテナで同様の数量を持ってきても受入体制が整っておらず、安全供給が困難になることも予想されます。

(PP)

最後に、GMOトウモロコシを商業生産していない国から調達する場合があります。こちらは、先ほどの韓国の輸入実態のページでも触れましたが、これらの国は輸出余力が限られることから、安定的に調達できない可能性が大いに考えられます。コスト面から考えても、新たに日本の需要がそういった国に入ることによって需給がタイトになって、値上がりも想定されます。

また、冒頭で説明がありました通り、これまで日本は長年に渡り米国産のトウモロコシを使い続けてきており、品質面においても、米国産以外のものは夾雑物が多かったり、粒がふぞろいであったり、割れ欠けが多いなど、お客様、ユーザー様にとって製品歩留まりが下がるなど、非常に使用しづらいという声も伺います。

(PP)

最後に、JFTAからの見解を述べさせていただきます。

種子段階でのGMO混入の可能性であったり、風媒花というトウモロコシの特性、バラ積み輸送といった諸要因から、意図せざる混入を完全に排除することはできないと考えます。

現状、意図せざる混入率は5%であります。我々輸入商社としては、極力低い混入率を実現するために厳格な分別管理を行っており、5%という許容値を目指して調達しているわけではございません。

ゆえに、大量のNon-GMOトウモロコシを輸入している我が国では、安定供給及びコストの観点から、意図せざる混入率を5%から引き下げることが現実的ではないと考えます。

JFTAからの意見は、以上となります。御清聴ありがとうございました。

○湯川座長 どうもありがとうございます。

それでは、各委員の方々から御質問、御発言、お願いしたいと思えます。

夏目委員。

○夏目委員 御説明ありがとうございました。外国の実態というのがなかなかわからなくて、韓国のことを教えてほしいと事前に申し出て、今日、資料にさせていただきました、ありがとうございました。

隣の国でありながら、GMを栽培していない国から輸入している韓国の実態を教えてください、とてもよかったと思うのですがけれども、仮に日本がそういう形をするとすると、例えば品質面では、今、御説明がありましたように、歩どまりが悪いというお話がありましたけれども、品質面、食感とか見た目とか粒の大きさというものだけじゃなくて、例えば前回のヒアリングで業者さん、日清シスコさんがおっしゃっていたのですけれども、品質面はもちろんですが、そのほかに安全性の確保、チェック体制の再構築。品質も含めて、その3つの面で取引先を変えるということについては課題が大きいというお話がありましたので、その点についてもう少し詳しい説明をしていただきたいと思います。

2つ質問がありまして、もう一つは、17年間、業者さんはIPハンドリングで、5%ではなくて、実質1%ぐらいにおさまっているという御努力をされていることはよくわかりましたけれども、17年前にこの表示制度が導入されたときは、栽培についての環境が大きく変わっていて、1番目に説明していただきました油糧輸出入協議会さんの資料、また前回のヒアリングからも、実際に日本に入ってくる原料では、大豆では92%ぐらいがGMOだし、菜種では85%くらい。また、トウモロコシについても9割近くがGMOというお話がこれまでに出的しているわけです。

そうすると、表示制度が始まったときにはそういうことを想定されていらっしやいましたでしょうか。業者さんとして、今後、飛躍的にGM栽培がふえる。もしふえたら、どういう対応をとろうか。逆に、Non-GMをどういうふうに確保していこうかという戦略みたいなもの。

それから、アメリカですと非常に安定的に供給されていますから、コスト面というところからいい点がたくさんあるかと思うのですけれども、逆に言えば、一極に頼るということも大事ですけれども、リスク分散というのを業界さんでは当然お考えになっていると思うのです。今の御説明の中にも、アメリカが不作のときにはほかの国から急遽輸入しましたという御説明もありました。そういう意味では、アメリカ以外のところ、ブラジルとかカナダとか、たくさん輸出している国以外にも分散をお考えになっていらっしやるのだらうと思いますが、その辺の状況は教えていただけますか。

○満山氏 まず最初の、GMOトウモロコシを商業生産、栽培していない国でのチェック体制については難しいか否かにつきましては非常に年数のかかる困難なものだと認識しています。

米国でも20年以上の年数をかけて、やっとできてきたチェック体制ですので、これから例えばロシア、ウクライナで農家から輸出港までの各ポイントでチェック体制を築くには、相当な工数がかかるものと予想します。

産地の多様化という点につきましては米国産の生産能力・輸出余力というものがかなり突出しておりますので仮にほかの国に供給を頼ったとしても、今年では供給できるけれども、来年はできないであるとか、産地が毎年異なる事によって品質が安定しないとか、産地を分散してリスクヘッジしたつもりが、逆にリスクになってしまうということも想定されます。

○三笥氏 13年に米国が大干ばつになって他産地に代替のトウモロコシを求めに行ったのですが、それはGMOトウモロコシ、即ち飼料用を求めに行ったわけで、Non-GMOは引き続きアメリカから調達しました。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

立川委員、それから澤木委員、お願いします。

○立川委員 御説明ありがとうございました。

私のほうから2点質問させていただきたいと思います。1点目はすごく単純なことです

が、アメリカのトウモロコシ生産量全体に占める日本のトウモロコシの輸入量の割合は何%ぐらいなのでしょう。それによって日本のビヘイビアがアメリカの市場に与える影響がかなり左右されるのではないかと思います、その点を教えてください。

2点目は、先ほどの10ページ目のスライドの①で、IPハンドリングの過程で基準値超えのトウモロコシを除去する割合が高まるということを御指摘いただいたのですが、現状ではどの程度の除去率があるのでしょうか。現状を教えてくださいたいと思います。

以上です。

○満山氏 まず最初のアメ리카の生産量ですが、スライド1ページにありますように、生産量は約3億5,000万tです。輸出量が約5,000万t、日本が米国から輸入する数量が約1,000万tですので、それに応じた割合になっているかと思ひます。

○湯川座長 立川委員からの御質問では、その5,000万tに対する1,000万tの影響力についての評価はいかかなものなのでしょうか。

○満山氏 かなりの量を買っているバイヤーですので、影響力はかなり大きいと認識しております。何かしら品質の問題があったりしたときは、我々業界団体と米国の輸出団体と協議するなど、日本側の意見を聞いてくれるといった体制も整っております。

2つ目に除去率というところですがけれども、こちら先ほどの油糧協さんの説明と一緒に、ほかの会社さんの現状はわからないのですけれども、我々の会社の例といたしましては、除去されることはほとんどない、5%を超えることはそんなにない状況です。

○湯川座長 それでは、澤木委員、お願いします。

○澤木委員 先ほどと同じような質問になるのですけれども、混入率について、先ほどの油糧協さんのほうは食品用大豆では1%前後だとおっしゃって、コンテナでやっているということだったのですけれども、トウモロコシの場合はどのぐらいの混入率になっていますか。

あと、IPハンドリングで意図せざる混入率を下げた場合は除去率が高まるということですが、今、大体5%だとしたら、1%下げても除去率は高まりますか。

○満山氏 まず、チェックして出ているものが5%近いかということ、そこまでではなくて、もう少し下の段階で出ている。これも当社の例ですが、1%台から2%台。3%を超えると少し高いなという印象を持ちます。

第1回目のヒアリング資料で委員の方々が米国内での測定を行って4.1%というのが出たという例もありますが、全粒検査でなければ、1粒トリプルスタックのトウモロコシが混入していただけても3%と検出されてしまいます。これだけ大きな物量を動かしている過程で素早く検査をしている体制上、1%引き下げた場合でも影響が出てくるのが予想されます。

○三笥氏 食品用の大豆と決定的に違うのは、食品用大豆はコンテナで輸入されています。従って、1%という数字で出ているのだと思いますが、食品用トウモロコシの場合は、バルクの5万tの本船で、各ホールド8,000tから1万tぐらいですが、ハッチを分け

て持ってきている。本船によるバルクハンドリングであるというのが大豆と決定的に違うところですね。

それと、除去率が高まることですが、トウモロコシの場合は、今やダブルスタック、トリプルスタックというのが主流でして、クイックチェックという簡易検査で各段階で調べているわけですが、これだと5分ぐらいで検査結果が出るのですが、仮に3%に下げた場合というのは、トリプルスタックが1つあるだけではねられてしまうということで、その危険から逃れるために必要以上のトウモロコシを用意しないといけないということも考えないといけません。

先ほどの5万tの本船がニューオリンズの積港に入ってくるその45日ぐらい前から本船の日程に合わせてカントリーからトウモロコシを準備して持ってくるわけですが、そのはじかれた数量が多いと代替するものが近隣にありませんし、勿論、積み地でそういった代替物を保管している所もないわけですから、時間にも迫られていますし、大量のものを効率よく輸送しなければならないというトウモロコシ特有のバルクハンドリングであるということから難しいと我々は見えております。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしければ、時間の関係もありますので、三笥様、満山様、どうもありがとうございました。

続きます、三好食品工業株式会社三好様、お願いいたします。

○三好氏 三好食品工業の三好でございます。今日は、このような機会をいただきまして、本当にありがとうございます。私ども、豆腐を製造している豆腐メーカーでございます。今回の制度に関する検討に当たって、幾つか簡単にまとめさせていただいたものをこの場で発表させていただきます。

まず、私どもの遺伝子組換えの表示に係る事業活動の状況に関しましてですが、豆腐業界の場合は既に表示が義務化されており、現在の表示ルールは、当たり前ですが、既に浸透しています。各製造業者は、規模の大小にかかわらず、全て分別流通管理された非遺伝子組換え大豆を使用しており、表示に関しても、任意である「遺伝子組換え大豆は使用していません」などの「使用していない」という表示をしております。一方、先ほどからお話ありましたけれども、厚揚げとか油揚げの揚げ物類のフライ油では、大豆や菜種の不分別品を原料とする食用植物油が広く使われています。

原料大豆の流通の方式ですが、これも先ほどからちょっとございましたので、簡単にお話しさせていただきます。生産地のほうで選別して、その後コンテナ詰めをしたものを、コンテナ船、陸送で私どものほうに持ってくるというやり方と、もう一つは、パナマックス等の本船で持ってくることも、食品大豆でも一部やっています。最近では、先ほどからずっとお話ありましたように、コンテナのほうが主体になっています。このときの契約時の非遺伝子組換え大豆の規格ですが、コンテナ流通品のほうが99%以上、本船のほうは商社さんやサプライヤーさんによって変わりますが、97とか98%という基

準になっています。

これも先ほどからずっとお話がございましたので、簡単に言いますと、現地サプライヤーさんと輸入商社さん契約の数値になっています。当然ですけれども、コンテナは現地、生産地のほうでパッキングして、それから出荷といいますか、流通に乗ってきますので、その保証値は高くなっています。これは、5%のルールがある中で、各商社の方や現地のサプライヤーさんが努力して高めてきたおかげだと私どもは考えています。

それから、国産大豆製品に関しましては、これも輸入大豆と同じように「遺伝子組換え大豆は使用していません」と不使用の表示をしています。これは、お客様のほうから、この国産大豆製品は遺伝子組換え不使用という表示がしていませんけれども、遺伝子組換えを使っているのですかという問い合わせがございましたので、そういうお声をいただくお客様は、表示していないものが非遺伝子組換えという認識がないようでしたので、これはお客様に対してわかりやすくするために、全てに表示するようにいたしました。

義務表示の範囲が拡大した場合の対応に関しまして、見せていただきました調査結果の感想ですけれども、大豆に関しては、トウモロコシと違って、ほぼ自家受粉であり、ストック品種等の問題はございませんので、その部分が分析結果としてよく出ていたなと思えました。それから、この表示の制度がスタートした当初は、私どもでも1%程度混入していたものともありましたけれども、そのころよりも現地での管理レベルが上がって、きちんと分別流通管理がされているということが今回の資料でわかりました。

現行の仕組み、科学的にDNA等が検出できるものに限定されていることについてですけれども、先ほどからいろいろございましたように、食用植物油全てで分析しても検出できなかったことを考えても、検出不可能なものに関しては、現行どおり表示義務なしでいいのではないかと私も考えております。これが義務化となりましたら、当然、Non-GMOに需要が集中することが考えられますので、原料コスト高になって、また先ほどもありましたけれども、包材の表示等を変更しなければいけないということで、そこでもコストが非常に高くなってくると考えています。

あと、EUと同様に、全ての加工食品に拡大するということについて、どういうふうに考えているかということですが、油の部分にしては、食品用大豆に比べて搾油用大豆は使用量が非常に大きいものですから、そういう部分で急激に需要が拡大していったら、相当な価格高騰を招くことがある。私ども、収益性が非常に低い豆腐の業界でございますので、そういったものを吸収するのは非常に難しい。吸収するためには価格をどうしても上げなきゃいけない。そういうことをやっていくと時間がどうしてもかかってしまいますので、それまで体力がもつかどうか、非常に厳しい環境に置かれるのではないかと考えます。

次、表示対象原材料の拡大というか、重量順の第3位とか5%という部分ですけれども、御存じのとおり、豆腐は大豆と豆腐用の凝固材、にがりだけでできておりますので、ここは該当しない部分もあるのですけれども、昨今、個食化で小さくなってきたり、いろいろな部分で表示しなきゃいけないなくなっている部分がございますので、スペース等の問題を考

えると現状のとおりでいいのではないかと考えております。

続きまして、意図せざる混入率の引き下げに関しましてですけれども、大豆だけ見ましたら多少の引き下げは問題ないように思いますけれども、先ほど来ありますトウモロコシの問題に関しましては、引き下げはなかなか容易ではないのではないかと考えます。

引き下げた場合の具体的な課題とか問題点に関しましてですが、当然ですけれども、今は5%ルールの中で、1%で各商社さんが御苦労されて私どもに持ってきていただいています。この1%という、そこに遊びといいますか、幅があるので、正直、分析の頻度はそこまで行っておりません。私どもの業界でも年に何回かしかやっていないと思います。

その基準を上回った場合の対策で、コンテナで工場のほうに直行で来ているのですけれども、そのときのサンプリングのやり方や、コンテナの場合はおろしながらサンプリングしていきますので、もし分析してエラーといいますか、基準値をオーバーするものが出た場合は、そのサイロの分は一旦返品しなきゃいけない。そういうものの保管場所等が必要になります。先ほど来ありましたけれども、これを例えばEU並みに引き下げられた場合、本船での流通というのは非常に難しくなるのではないかと考えています。これにより、コンテナだけの物流になって、物流コストも非常に高いものになってくるのではないかと考えています。

次に、農産物の調達に具体的な支障が出てくるものなのか。先ほど来、なかなか容易ではないということでもいろいろ発表がございましたけれども、単純にアメリカ、カナダの生産量を考えると、量は何とか賄えるのではないかと私は思っています。ただし、現地サプライヤーの管理コストも上がります。それと、価格は需給バランスですので、相当な価格上昇が考えられます。

次に、現状の「遺伝子組換えでない」という任意表示に関しまして、現在、豆腐業界ではほぼ全てに「遺伝子組換えでない」という表示をしています。この場合でも、先ほどの調査概要の資料4番、0.4%含まれていた部分ですけれども、そこに微量に含まれている可能性があるということは、その資料からもわかります。現行の任意表示のほうで定着している中で、若干の矛盾は感じるのですけれども、これを例えばしきい値をどこにするのかとか、含まれていないものしか表示してはいけないと今から変えていくとなった場合には、一旦、今の表示が全て消えてなくなることになります。そうなってくると、「非表示製品＝遺伝子組換え原料使用」と思われてしまうのではないかと、不安をあおりかねないのではないかと危惧しています。

最後に、遺伝子組換えの表示についての意見・要望でございますけれども、豆腐業界はこの任意表示のルールがきちんと機能していますが、お客様の声には「不表示＝非遺伝子組換え」の認識がなかったり、表示をしていなかったら遺伝子組換えなのか。それは安全ではない。だから、表示していないのだろうという意見がありまして、この中でルール変更を行うと、食に対する不安をあおる可能性は非常に高いのではないかと心配しています。

また、現在、豆腐・納豆・味噌の食品用大豆は、先ほど来ありましたけれども、北米に

依存しています。豆腐業界のことだけ考えても、国内での生産量はここ数年、ざっと20万t弱、19万tぐらいですけれども、その部分を大幅にふやさない限り、この制度変更をしていくと原料価格が高騰し、経営が成り立たない豆腐製造業者が多く出てくるのではないかと思っています。私ども豆腐業界、非常に収益性が悪い、弱い立場でございます。その中で苦勞しているところでございますので、なかなか容易ではないのではないかと正直思っています。

以上で私の発表を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○湯川座長 ありがとうございます。

それでは、各委員から御質問、御発言お願いいたします。

立川委員。

○立川委員 御説明ありがとうございました。2点ほど質問させていただければと思います。

まず、事実関係の確認ですが、三好食品工業さんは2001年に遺伝子組換え食品の表示制度が導入された際、豆腐の末端価格を引き上げられたのかどうかという点を教えてください。

また、2点目ですが、最後に、原料価格が高騰し、経営が成り立たなくなる可能性があるのではないかという御指摘だったのですが、例えば豆腐1丁150円ぐらいだと思います。商品によって格差がすごくありますが、例えば150円の豆腐1丁だとした場合、その価格の中で、コンテナ輸送で運んできたカナダ産原料大豆の価格の割合はどのぐらいなのでしょう。

以上です。

○三好氏 最初の御質問に関しまして、この表示制度がスタートした時点ですけれども、すぐに価格を上げたというか、価格転嫁できた記憶は正直ございません。相場でございますので、その後上がっていったときは粘り強く交渉させていただきまして、それで容認していただいたという記憶がございます。

それと、次の御質問ですけれども、総務省の統計調査ですけれども、例えば平成16年の1丁当たりの豆腐の値段は90円でございます。それが平成28年は平均価格が69.8円に、20円ほど下落してきています。これは、実はあくまでも平均値でございます。私ども、福岡で豆腐を製造しています。福岡というのは、全国で何番かに入るぐらいの、価格が非常に厳しい場所でございます。その中で比率を直接言うのはあれですけれどもね。

今回のように油のほうまで遺伝子組換えになった場合に、どのぐらいのインパクトを想定するか。私、ざっと考えてみたのは、食品の部分と原料大豆の部分で、ざっくり私どもの売上げの15%ぐらいはインパクトがあるのではないかと考えました。10%から15%ぐらい、値上がり分です。ざっくりとした数字で申しわけないのですけれどもね。

○立川委員 現状ではどうなのでしょう。多分、現行はコンテナ輸送されたものを使用されていると思いますが、その中でのコスト比といえますか。

○三好氏 現状では、原料、大豆とか食用植物油の原料の比率は、30%ちょっと切るぐらいでございます。ですから、それから考えると非常にインパクトが大きいものになってくると思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

夏目委員。

○夏目委員 済みません、ちょっと教えてほしいのですけれども、国産大豆製品にも、今、任意表示で表示している。これは、輸入製品が義務表示ですね。それを導入したときと、それから国産大豆製品に任意表示で表示したとき、どれぐらい時間的な差がございましたか。多分、お客様から表示していなければ遺伝子組換えなのですかという御質問、お声があつて、そういう声を受けて任意表示にしていっていったという御説明だったので、その辺はどのぐらい時間がかかったのでしょうか、教えてください。

○三好氏 あくまでも任意表示でございますので、どちらかといいますと、任意表示の部分と微量混入のリスクがあることが私、わかっていましたので、この制度ができた当初、任意表示はしていませんでした。ただし、いろいろな方々からのお問い合わせが多くて、輸入製品に関して任意表示に全て切りかえたのは、この法律ができて半年から1年ぐらいの間です。最終的に全部切りかえたのは、1年ぐらいだと思います。

それから、国産製品に関してはお問い合わせを多くいただいていたので、段階的に切りかえていまして、数年前まで表示していない製品がございました。

○夏目委員 ありがとうございます。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい。

それでは、三好様、どうもありがとうございました。

続きまして、ハウス食品株式会社佐合様、お願いいたします。

○佐合氏 ハウス食品品質保証部の佐合と申します。今日は、このような機会を与えていただきまして、ありがとうございます。今日は、弊社のコーンスナック菓子を事例にして、遺伝子組換え表示に係る企業の実態ということで、意見というよりも実態はこうなっていますよという形でお話するのがよいのかなと思い、まとめました。

それと、商社さんの協会が、上流、原料の関係の部分はかなり御説明されると聞いておりますので、実際、我々、お客様と接する立場で、表示をつくるという立場で、企業の実態ということで情報提供させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(PP)

まず、コーンスナック菓子の原料ですけれども、コーングリッツというのを使います。このコーングリッツは、トウモロコシですが、胚乳部分のでんぷんを引き割った、ものを使います。先ほど、輸入の協会さんの御説明がいろいろありましたが、輸入されたトウモロコシというのは、弊社に納入される前にコーングリッツメーカーさんで加工され

て弊社の工場に入ってきます。

(PP)

それで、早速、ハウス製品の表示についてということで御説明させていただきます。

正面と右横、左横という形で分かれて表示してございます。その中で、遺伝子組換え表示に係る表示というのは、右側の2つ目に書いています。「遺伝子組換え原料の混入を防ぐため、分別流通されたとうもろこしで作ったコーングリッツを使用しています。」という形で、表示の方針として丁寧に御説明いたしましよという形でしております。任意表示の表現については、いろいろな考え方があると思いますが、弊社では、お客様に丁寧に事実を説明するという方針で、最終的にはお客様の選択に委ねるという形で考えております。

(PP)

実際にお客様に我々、接しているわけですが、遺伝子組換えに係るお問い合わせの件数でございます。近年、3年ぐらいの小計で見ると、年間10件から20件程度のお問い合わせがあります。

どのようなお問い合わせかということで、代表的な声はほぼ2つに集約されるのですが、1つは、「遺伝子組換えですか？ 原料に書いていないので」というお声や、その下、「分別流通ってことは、使っていないということ」ですかというお問い合わせで、ほぼ、この2つに集約されてきます。

これはどういうことか、我々なりに考えると、原料のコーングリッツの横に何も書いていない中で心配になられてお電話されてくる方とか。逆に、反対側で分別と読んだのだけれども、分別流通の意味について、これはどういうことなのでしょう。難しい言葉だなと思いつつ、聞かれることがあるというのが実態でございます。

ハウス食品はカレーとかレトルト食品とか、いろいろやっておりますけれども、全体での遺伝子組換えに関するお問い合わせというところも御参考までに御紹介しますと、0.2%程度で推移しているところでございます。

(PP)

ここから、今、検討会で議論になっているところに沿って、企業の実態という形でお話しをさせていただきたいと思えます。

まず、対象品目ということで、先ほどからありますけれども、DNAが検出できるものに限られていることに対してということですが、この製品に関して言いますと、原料であるコーングリッツ、科学的な検証が可能ですので、弊社も原料メーカーさんと緊密に連携して分別流通の段階で測定して、IPハンドリングの安定性を絶えずモニタリングしております。品質管理というのは、原料の管理がすごく大事になっております。効果的な品質管理のためにも、科学的な検証方法が必要だと考えております。

(PP)

続きまして、拡大の2つ目ですが、今、原材料の上位3品目、かつ5%というも

のに限っているということに対して、企業の実態をこのページと次のページで御紹介します。

お客様の関心事は、日々、窓口に接しておりますと、遺伝子組換え表示に限らず、非常にたくさんのお問い合わせをいただきます。アレルギー表示とか栄養成分とか、これから原料原産地の表示も求められる中、いかに見やすく、バランスよくお伝えするのかという必要性を感じて、工夫しながら一つ一つの製品表示を決めております。

(PP)

具体的に次のページ、この製品を使って御紹介させていただきますと、このパッケージの中で、見やすく、バランスよく、一番目立つようにさせているところはどこかというところ、赤でアレルギー表示。任意表示というか、親切表示というか、小麦・大豆と書いてあるところです。アレルギー表示に一番大きなスペースを使っております。大きな文字で、ここもルール化しているのですが、原材料名のいわゆる法定表示と同一視野に親切表示というものが入るようにレイアウトするという考え方を持っています。

実際、これをハウス食品が始めたのも結構早かったのですが、アレルギー患者さんからは、これがあるとスーパーでの買い物が早くなるわ、というお声もいただいております。

それから、栄養成分も大きなスペースを使ってお伝えしています。当然ながら、義務化されたところでもありますけれども、エネルギーとか食塩量もお客さんの大きな関心事ということで、見やすくしております。

だんだん細かくなっていくのですが、右側の上に異物誤認と書きましたが、「まれに黒い粒がありますが、原料由来のものです。」と表示しています。ここ最近の特徴ですけれども、異物に対するお客様の心配、御不安が本当に高い状態が続いています。これは口に入れても大丈夫なのかということで、お電話とかが本当にかかってくる。このような表示も、この製品に限らず、いろいろな形でしております。

さまざまなお客様の関心事に対して、見やすく、バランスよくという形でできるように、一つ一つの製品をこれでいいのかとか、色使いを含めて議論して詰めていきます。これはスナックなので簡単なのですが、弊社は家庭でつくっていただく、調理していただくものもたくさんつくっております。当然ながら、その表示も小さな字で書くと見にくくなりますし、イラストを使ったりということにスペースを使ってお客様の関心事に応えるということをやっております。

(PP)

少し戻りまして、先ほどから議論になっております意図せざる混入率の引き下げについてということですが、トウモロコシの場合、我々も苦労しましたが、スタック品種の問題が10年ぐらい前から顕在化してまいりました。大豆とトウモロコシを同じ土俵で議論するのは適切でないと考えます。第1回目の検討会で、混入率の調査データとかが報告されていまして、トウモロコシで最大4.1、平均1.0ということになってはいますが、もし混

入率が引き下げられた場合、混入率を効率的にモニタリングできる方法が必要だろうということであったり、引き下げの程度によっては一部調達が難しくなるのではないかという形で、最終メーカーとして、不安を持っているところでございます。

(PP)

ここまでが遺伝子組換えに関する論点になっているところですが、最後の2枚、表示制度についての意見・要望という形で、2つ、ぜひ述べさせていただきたいなと思います。

まず、今回の遺伝子組換え表示についてですが、リスクコミュニケーションがすごく大事だなと感じております。遺伝子組換え作物に対する国民・消費者の方々の不安に対して、一企業でできることは限界があると感じることが多く、国が国民としっかりリスクコミュニケーションをしていただきたいなと思います。これがないまま表示の制度だけが走ってしまうと、先ほども豆腐のメーカーさんからありましたように、不安が残ってしまって目指す制度にはならないのかなと考えます。

(PP)

最後です。2つ目ですが、これは遺伝子組換え表示に限らず、表示全般に関していろいろな検討が行われていることに対して、意見・要望になります。国は、食品表示トータルの政策・優先順位・見直しの計画をぜひ明確にさせていただきたいなと、表示の現場を預かる者として思います。食品表示法が施行され、原料原産地表示が施行されようとしていて、また今回、遺伝子組換え、来年はという形で聞いております。食品業界の改版・包材廃棄のロスが削減できるように、国は食品表示についてのトータルの政策・優先順位・見直しの計画を明確につくっていただいて、計画的に我々業界ができるようにさせていただきたいなと思います。

本日は、ハウス製品のコーンスナック菓子を事例に、遺伝子組換え表示に係る企業の実態という形で御報告させていただきました。

御清聴ありがとうございました。

○湯川座長 どうもありがとうございます。

座長の進行がまずくて、今、既に予定の時間になっているのですけれども、まことに申しわけありません。もうしばらくお願いしたいと思います。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問、どなたからでもよろしくお願ひします。

今村委員。

○今村委員 わかりやすい説明、ありがとうございました。

ハウスさん、遺伝子組換えのことに非常に熱心に取り組んでおられて、特に自分のところで検査されているというのはなかなかすごいなと思いました。そのときにグリッツを検査されていると思うのですけれども、どれぐらいの含有率で検出されているのかということ。恐らく、自社基準ではねる基準があると思うのですけれども、はねたときに、その製品はどんなふうになっているのですかというのが1つです。

もう一つ、その検知する立場で、自社が行っている中で問題点があると思うかということをお教えいただければと思います。

○佐合氏 ありがとうございます。

私どもも、これまで報告があったように、この制度が始まってから源流から製品に至るまで、本当に慎重にいろいろな確認をしております。最終的には、先ほど言いましたように非常に安定した状況だと認識しております。コーングリッツは、もちろん測定しておりますけれども、その前のトウモロコシの段階でも測定したり、今はしていませんけれども、原料が安定してきたので、製品は必要ないだろうという形で、会社の中での検査で保証するものではないので、源流のプロセスがきちんと管理できているというところを我々は突き詰めていく考えでおりますので、そこに関しては、今、非常に安定した状況で、我々としては心配していない状況です。

数字で申しますと、1回目に検討会の場で平均値が1.0とか、提示されておりましたけれども、まあまあ、そのぐらいいかなど。これは多分当たり前だと思いますけれども、米国の源流に近いところと、まだら模様になっているものが、だんだん混ざってといますか、グリッツだとなれてといますか、平均化されてくるという形で、我々の手元に届くときには随分安定しているのだらうかと認識しております。

それから、自社で測定するときですけれども、先ほど言いましたように、スタックの問題が10年ぐらい前に出たときに、これはどうなるのだらうとすごく危機感を抱きました。つまり、今まで大丈夫だと思っていた監視方法で、あのとき、2つあるとか3つあるとか、もっとふえるかもしれないという状態だったと思います。そのときに国のほうも動いていただいて、1粒ではかれる検査方法ができたと聞いていますが、統計的に簡便にというところがあります。すごく心配したのですけれども、今のところはその心配もなく、IPハンドリングは安定していると認識しております。

○湯川座長 自社の検査でリジェクト、いわゆる遺伝子組換えでないとして使えないのはなかったわけですか。

○佐合氏 基準で申しますと、最初のころは5が違反に対して管理値を設けますけれども、それを3にするとか、2にするという形で自分たちで基準を設けて、当たり前ですけれども、アメリカ、商社さんを含めて、違反ではないですけれども、最近少し高いよとか、いついつもらったロットは改善していただかないといけないという形で、非常にきめ細かくやった経緯とかもございます。

○湯川座長 予防的措置を講じたということで、原料を使わなかったということではないということですね。

○佐合氏 先ほどもありましたけれども、かなり上流のほうでやっていただいておりますので。

○湯川座長 わかりました。

ほか、いかがでしょうか。

では、立川委員、それから神林委員でお願いします。

○立川委員 御説明ありがとうございました。

今の質疑と同じ箇所ですが、基本的に科学的な検証はどのタイミングで行われるかということをお聞きしたい。本船で運んできたときは、IPハンドリングを文書で確認されるわけですね。ですから、IPハンドリングと科学的な検証との関係について、建前的にはこうなっているということをお教えいただきたい。要するに、本船で輸入したときは文書で確認して、事後的に科学的な検証を行う。もし、そこで輸入してきた後に、そんなことは実態的にはないのですが、理論的に考えた場合、もし基準値超えがあった場合には誰が責任を持つということに形式上はなっているのでしょうか。その点を教えていただければと思います。

○佐合氏 先ほど申しましたように、日本に着いてからトウモロコシの状態、それからコーングリッツの状態という形で、現在はそうしております。その中で、なかなか答えにくいところもあるのですが、IPハンドリング、数字はとにかく、ちゃんと分別されているということがまず最初の制度の根幹なので、その証明書というものが法律的にと一義的にはエビデンスという形になります。

実際、我々の工場で製品に使う前に、工場に入ってから生産がいきなりストップとか、さっきの話になりますけれども、使えないというのでは、これは労務費も含めて、企業にとって非常にロスになりますので、源流管理と言うのですけれども、管理の場所を上流に移して、お答えになっているのかあれですけれども、プロセスを監視している状況です。それで、ここずっと、困ったとか不安に思っているという状況ではございません。

○湯川座長 そういった基準値超えが出た場合のプロトコルと申しますか、そういうマニュアルは用意されていないのですか。そこにどう書いてあるかという御質問かと思うのですけれども。

○佐合氏 契約とかですか。

○立川委員 ええ。

○佐合氏 済みません、今、手元に持っていません。

○立川委員 IPハンドリングというのは、メーカーに対して免責を与え、輸入商社のほうが責任を持つという形で、メーカーをかなり守るような形になっているのではないかと、という印象を私は基本的認識として持っていましたので、その点を確認したかっただけです。

以上です。

○佐合氏 基本的にビジネスとしては、そういう面ではその形にはなっております。検査も細かくロットごととかハッチごとに検査しておさめていただいています。

○湯川座長 よろしいでしょうか。

神林委員、お願いします。

○神林委員 9ページの「国と国民とのリスクコミュニケーション」という言葉ですけれども、このイメージをもう少し具体的にお示しいただけないでしょうか。要は、遺伝子組

換え品は安全なのだということを国から国民に対して常に言っていくというイメージなの
でしょうか。もう少しお考えのイメージがあれば教えていただきたいのですが。

○佐合氏 基本的に遺伝子組換え食品というのは、しかるべき手順にのっとって審査され
るということで、安全なもの私どもは認識しております。それにもかかわらず御不安に
思うというところでは、放射線の問題があって、いろいろリスクミとかかれて、我々
として気にすべき程度というものがそれぞれ人によって違うと思えますけれども、理解さ
れたと思えます。先ほどもちょっとありましたけれども、選択するのは最終的にはお客様
だと思いますが、そのための基本的な知識とかいうところでは、まだまだされていないの
ではないだろうか。

それにもかかわらず、表示だけが先に行ってしまうと、あたかもこれを避けないと、と
なってしまうので、リスクミという言葉が適当かどうかわからないですけれども、まず大
事だなと考えている次第です。

○湯川座長 よろしいでしょうか。そのほか、いかがでしょうか。もしよろしいようでした
ら、これで佐合様の御説明のほうを終わらせていただきたいと思えます。どうもありが
とうございました。

大変お待たせしました。続きまして、株式会社ライフコーポレーション様、お願いい
たします。

○樫氏 一番最後になります。皆様、御苦労さまでございます。御紹介にありました株式
会社ライフコーポレーション品質保証部の樫と申します。今日は、よろしく願います。
配付されている資料の中には、表示をつくった分が抜けているのですが、惣菜工場お弁当
の表示に遺伝子組換えが拡大されたらどうなるかという表示をつくってききましたので、そ
こを中心にスライドを使ってお話しをさせていただこうと思えます。

(PP)

御存じでいらっしゃるかもしれませんが、弊社は食品スーパーで、日ごろ皆様にもお使
いいただいているかと思えます。どうもありがとうございます。大阪を中心に149店舗、首
都圏に115店舗、都市部を中心とした264店舗運営しているスーパーでございます。少し間
違っていたり、追記した分があるので、赤で示しています。

(PP)

3 ページ目は割愛しまして、4 ページ目をお願いします。遺伝子組換え原料を用いた食
品の販売についての考え方と言うほどでもないのですが、述べさせていただきます。

まず最初の大前提として、日本に流通している遺伝子組換え原料を用いた食品は、全て
安全性が確認されたものであるということを前提として販売を行っています。実際にこの
話が持ち上がったときに店舗で確認しました確認漏れがあるかもしれませんが、33食品群
で遺伝子組換え農産物を少しでも使用していた場合に「遺伝子組換え」あるいは「遺伝子
組換え不分別」と義務表示しなければいけない食品群についても、私が見た限りでは「遺
伝子組換えでない」と任意表示されている商品ばかりでした。

私たちは、惣菜等の製品もつくっていますので、その原料については、遺伝子組換えでない原料を選別して使用することは意図していませんが、実際、原料カルテとかを少し調べてみたり、食品を開発している人に聞いてみたところ、33食品群については遺伝子組換えでない原料を使用しているという形になっていました。

また、義務表示の必要のない醤油とか大豆油では、ほとんどの部分は遺伝子組換え不分別の農産物を使用してつくられたものを使用しています。調味液みたいなものも使っているのですが、その中には遺伝子組換えでない原料を使用したお醤油も使われている場合があります。

あと、3つ目、PB品ですが、私たちも自社単独ブランドのPB品を持っていて、一番最初はエブリディロープライスというコンセプトで「スマイルライフ」というものを始めまして、それから自然や健康をコンセプトとしている「ライフナチュラル」とか、素材や製法のこだわりがコンセプトの「ライフプレミアム」というものを販売しています。

このうちの「ライフナチュラル」については、自然をコンセプトの一部としているので、有機農産物の加工食品として、お茶とかコーヒー、エゴマ油、オリーブオイル、ケチャップ、きな粉、豆腐といった商品が中心になっています。きな粉とか豆腐は大豆を使っていますので、これらについては、遺伝子組換えあるいは遺伝子組換え不分別といった原料は使用していないことにしています。

「スマイルライフ」とか「ライフプレミアム」については、選別しているわけではありませんが、先ほども申しましたように、結果的に遺伝子組換えとか不分別の原料を使っているということはありませんでした。

2番目の遺伝子組換えの表示方法ですが、先にヒアリングを受けられた生協様とかイオン様では、PBについて、法律で定められた範囲以上の任意表示を意図して実施されていますが、私たちはそこまでは考え切れていなくて、PB品については、33食品群については、原則、委託先様のNB品と同様の表示をすることにしています。それで、お豆腐などのPB品は、基本的には遺伝子組換えでないという表示を大豆の後に書いてもらっているという状況でございます。

また、自社工場で製造している製品には、いわゆるプライ斯拉ベルを貼付しているのですが、これについては文字数削減の目的から、例えば大豆を使ったとして、遺伝子組換えでないという任意表示はしていません。自分たちでつくっている工場のものについて、店長経験者であるとか惣菜を開発している者に確認したのですが、お客様の問い合わせは今まではなかったと言っていました。

(PP)

次が、お申し出、お客様からの意見とか御指摘の数ですが、2016年度には3万7,000件ぐらいありました。そのうち遺伝子組換えに関するお申し出は3件ということになっています。ここに書いているようなものです。

2017年は7月末の時点で3件ありまして、2件は遺伝子組換え飼料を使っていますかと

という質問でした。

他の1件は、PB品は原則、ナショナルブランドの表示に従うということだったのですが、ライフプレミアムのお豆腐で、大豆の後に遺伝子組換えでないというのを書き忘れていた事例がありまして、お客様から、これは遺伝子組換え大豆を使っているのですかというお問い合わせがありまして、国産大豆ですので使っていませんという返答をして、その後、お客様から、それであれば遺伝子組換えでないと書いてほしいと御指摘がありましたので、包装容器がなくなり次第、遺伝子組換えでないと記載しようと考えています。

(PP)

次は、遺伝子組換え表示の理由ですが、これは皆さんのお話の中でありましたように、食品の安全のための表示ではなくて、お客様が食品を選択するのに資するための表示だと考えていますが、先ほども出てきましたが、表示各項目、例えば原料原産地は今、1番目しか書いていないけれども、それを3番目まで書くのと、遺伝子組換えを3番目に書くのと、どちらがお客様にとって重要なことかということ、そこに書くことの実行性のバランスが大事なのかなと思っています。

(PP)

これから、スーパーでの実際の表示についてお話しをしていきますが、表示については拡大一方なのかなと思っています。スーパーの表示としては、さっき言いましたPB品の表示と、店舗で製造しているインスタ加工品と呼んでいます。その表示と、私たちは惣菜工場とか生鮮物の工場を持っていますので、そこでの表示になりますが、原料を表示するのは特に惣菜工場が多いので、ここではスーパーの惣菜工場の表示についてお話しします。

スーパーの惣菜工場は多品種少量生産で、商品の改廃が頻繁で、原料カルテを取り寄せて、その内容を確認して、それから表示を作成することになっているのですが、たくさん表示しなきゃいけなくなりますと、原料カルテの確認に時間を要することになるだろうと思っています。

2つ目は、プライ斯拉ベルを使用するために、表示文字数に制限があります。先ほどお話ししましたように、文字数の制限があるので、遺伝子組換えでないという表示はしていません。現状でも表示文字数不足で断念する開発品もある中で、さらなる文字数の増加は、例えば値付け機の更新とか、ラベルサイズを拡大すると生産性の低下を招いて、コストアップにつながるとか、そんなことになるかなと思っています。

また、結果として、お客様に見やすい表示になるのか、重要な安全性、アレルギーみたいなものの情報がたくさん表示に隠れて見落としにつながらないか心といた心配もありますので、事業者の実行可能性、社会的ニーズ、表示の優先度等、全体のバランスをとった検討をお願いしたいと思っています。

(PP)

次は、月曜日の昼御飯に近くのライフに行って買って来た、たこの炊き込み御飯の弁当

の表示です。表示は、表ラベルがこうなっていて、今回、話題になる部分は裏面に原材料名が貼ってあります。原材料名を見たところ課題になりそうなものが、ちょっと見にくいですが、卵焼きの下に枝豆とコーンのかき揚げがある。それから、厚揚げ煮があつて、この厚揚げの大豆がどう表示されるのだろうかということになります。

(PP)

少し見にくいかと思いますが、裏面のラベルの大きさは60mm掛ける60mmということで、1行23文字が19行あります。原材料は、この14行の間に書かなければいけないことになります。実際、どこまで書くことにしようかと思ひまして、油分、DNAが検出されないものを書く等全部書いてしまうと、添加物等のところで糖類とか出てきて、遺伝子組換え不分別だらけになってしまいそうでしたので、1%以上の原材料を使用している場合でつくってみました。

先ほど言いました、かき揚げのところの枝豆とトウモロコシは遺伝子組換えでないものを使用していましたし、厚揚げも遺伝子組換えでないものを使用していました。遺伝子組換えでないという表示はしないとすると、あと1%以上であったのは、かき揚げに使っている大豆油が遺伝子組換え不分別ということでした。書き方が正しいかわからないのですが、「大豆油（大豆（遺伝子組換えでない））」ということで、これが挿入されることになります。その分押し出されて、国産米使用あるいは原料原産地の表示の部分が1行分書けなくなります。

ですから、1%以上であるとかDNAが検出されていないものを書く、書かないで大きく変わってくるのではないかなと思っております。

また、パンも惣菜工場で作っているのですが、今でも栄養成分表示を書いていなくて、栄養成分表示を書くために、機械とか表示をつくっていくシステムの更新をしなきゃいけないということで、まだ検討中ですが、そんなことにも影響が出てきそうだと思います。

(PP)

あと2ページですが、DNA等が検出されない食品への拡大というのは、もう皆さんお話しされているとおりで、1つ目は、非遺伝子組換えのものかどうか科学的に検証できないということが大切なことだと私は思っています。

2つ目は他の表示項目との優先順位や読みやすさを考慮願いたいということと。

あと、遺伝子組換えのもので、今、流通しているものが安全であるということをもう少し啓発してほしいことと、このルール自身をもう少しお客様に知ってもらうような啓発活動は必要なのではないかなと思います。

(PP)

最後になりますが、混入率引き下げの件ですが、ストック品種の取り扱いとか、低くすると検査頻度を上げていくということもあるので、全体の中で費用対効果から混入率の最適な基準みたいなものは決まってくるのではないかなと思います。

お話がありましたように、引き下げることで原料調達への影響等デメリットもかなりあると思いますので、慎重な御判断をお願いしたいと思います。

以上で私のお話を終わります。御清聴ありがとうございました。

○湯川座長 ありがとうございました。

先ほどのお弁当のラベルの例は、表示の必要のない大豆油について、遺伝子組換え不分別を表示した場合。対象品目を拡大した場合の例として示していただいたということですね。

○櫟氏 そうです。使っている大豆とかトウモロコシも、遺伝子不分別であれば、またふえることになったのですけれども、使っているものは遺伝子組換えでないものでしたので、表示の必要がなかったので書かなかったということです。

○湯川座長 わかりました。ありがとうございます。

それでは、各委員から御質問がありましたらお願いいたします。

武石委員。

○武石委員 プライベートブランドで3種類つくっていらっしゃるって、EDLP、エブリディロープライス、これについて、ほかの「ライフナチュラル」とか「プレミアム」では、恐らくNon-GMにこだわっていらっしゃるでしょうけれども、EDLPについては、そういった遺伝子組換えの原材料も使っている製品があるのかどうか、ちょっと確認させてください。

○櫟氏 今のところありません。委託先のメーカーさんにはそのところは強く言っていないと開発者は言っていましたが、実際、ナショナルブランドで使っているのが、ほとんど遺伝子組換えでない原料を使っているものが多いので、それをそのまま使ってもらおうほうが安くつくってもらえるということで、結果的には遺伝子組換えでない原料になっています。今の遺伝子組換えでないというのは、表示上、義務表示になっている部分の話をしていきますので、油とか醤油は遺伝子不分別のものは使っていただいています。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

私から1点ですけれども、7ページです。表示文字数不足で断念する開発品もあるという文章があるのですが、実際、ラベルに表示ができないから食品開発をあきらめるという例は本当にあるのでしょうか。

○櫟氏 残念ながらあります。開発からは、何とか曲げてでも出してほしいと言われるのですけれども、曲げられないと何回もやっています。

○湯川座長 ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

立川委員。

○立川委員 先ほどのリスクコミュニケーションの話とも関連するのですが、啓発活動を

強化いただきたいということで御指摘されていますが、既にお客様からの問い合わせは0.数%と、十分低いのではないかなと私は感じました。さらなる啓発がこれ以上必要なのでしょうか。ゼロにしないといけないということなののでしょうか。

○櫛氏 いえ、私どもでは低いですが、同業のイオンさんと生協さんの例では、これの10倍以上多い、たしか0.数%の割合であったと聞いていまして、そういうことから必要なのではないかなと思って書かせていただきました。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。時間も大分超過しておりますので、もしよろしければ、これで櫛様からの報告を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

時間を大幅に超過しまして、委員の皆様方、申しわけございません。本日本日予定していたヒアリングは、以上でございます。ヒアリングに御協力いただきました皆様、本当にどうもありがとうございました。

次回からですが、遺伝子組換え表示制度の在り方の議論に入っていくこととなります。この検討会で議論すべき論点についてですが、現在、事務局において整理しております。それを提案してもらい、委員の皆様からも御意見をいただきたい。次回にその論点案について御意見をいただきたいと考えております。

その後、これは時間にもよるわけですが、遺伝子組換え表示制度の今後の在り方として、まず制度の基本的な枠組みに係る遺伝子組換え表示の義務対象品目、これは論点がいかによくなりましても、多分ここは議論すべき項目として挙がってくると思いますので、そのあたりから議論を始めたいと考えております。こういうことでよろしゅうございますでしょうか。はい。

では、次回は今までのヒアリング等を踏まえての論点の整理、それから遺伝子組換え表示の義務対象品目の考え方について御議論いただくということで進めてまいりたいと思います。

それでは、次回の日程につきまして事務局から報告をお願いいたします。

○蓮見課長補佐 第5回の検討会は、9月27日水曜日の午前10時から三田共用会議所の講堂で開催いたします。

よろしくをお願いいたします。

○湯川座長 以上をもちまして本日の議事は終了いたしました。第4回検討会を閉会させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。